

区政インフォメーション



# 区営住宅・区民住宅(あき家)の入居者募集



**募集期間** 6月23日(火)～7月8日(水)※必着

**住宅の概要** 表1

**対象** 次の条件をすべて満たす成年者

**共通の条件**

- ・世帯の所得が定められた基準の範囲内(表2)
- ・現に住宅に困り、自らが住むための住宅を必要としている

※原則、自家所有者(住宅または土地の所有者・共有持分を含む)は申し込み不可。その他、詳しい条件は配布する申し込みのしおりで確認を

**区営住宅(世帯用)の条件**

- ・申込者本人が区内に引き続き1年以上在住
- ・現に同居し、または同居しようとする親族(内縁・婚約者・パートナーシップ関係の相手方を含む)がいる

**区営高齢者住宅(単身用)の条件**

- ・申込者本人が区内に引き続き1年以上在住
- ・満65歳以上の単身者であること

**区民住宅(世帯用)の条件**

- ・申込者本人または申込者の親か子が区内に在住、あるいは申込者本人が区内に勤務先を有している(アルバイト・パートなどは除く)
- ・現に同居し、または同居しようとする親族(内縁・婚約者・パートナーシップ関係の相手方を含む)がいる

**申し込みのしおりの配布場所**

情報コーナー(区役所2階)、住宅課(区役所5階)、出張所 ※平日のみ。しおりはHPでも閲覧可

**申込方法** 7月8日(水)までに区ポータルサイトから。または、7月3日(金)までの消印で、7月8日(水)(必着)までに「申し込みのしおり」に添付の申込書に必要事項を記入し、所定の封筒で郵送※申込者多数の場合は抽選

**抽選日** 8月5日(水)

**入居予定** 10月ごろ

**問合せ** 区営・区民住宅募集コールセンター ☎03-3230-2760

表1 募集対象住宅の概要

区分	住宅の名称(所在地)	募集戸数	フロア	間取り 住戸面積	入居 家族数	使用料 (円/月)	共益費 (円/月)
世帯用	区営住宅 東松下町住宅 (神田東松下町22-1)	2戸*1	12階、 15階	3DK 53.9㎡	2人 以上*2	3万5,100～ 5万2,300 (6万8,900)*3	4,000
				1DK 28.5㎡～ 30.1㎡			
単身用	区営高齢者住宅 富士見高齢者住宅 (富士見1-11-8)	4戸*1	2階～ 5階	1DK 30.1㎡	1人	1万6,400～ 3万4,000	3,000
				1DK 30.1㎡			
世帯用	区民住宅 (都心共同型) 区民住宅 (特定公共賃貸住宅型) 区民住宅 (都心共同型) ※病死などが あった住宅*4	1戸	9階	2LDK 62.48㎡	2人 以上*2	6万7,300～ 17万2,800	9,500
				2LDK 59.42㎡			
				2LDK 65.15㎡			
1戸	23階	2LDK 59.42㎡	2人 以上*2	6万7,700～ 16万9,300	9,500		
1戸	7階	2LDK 65.15㎡	2人 以上*2	6万7,400～ 17万6,500	9,500		

※1 2戸以上募集している同一区分の住宅において部屋の指定不可

※2 入居者数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人とする。

※3 使用料の( )内は障害者等世帯の上限額。障害者等世帯は、一般世帯より所得が多くても申し込み可。使用料は所得金額に応じて決定するため、使用料上限額は一般世帯に比べて高い設定

※4 居室内で病死などがあった住宅。次の点をご了承のうえで申し込みを

- ・事故内容の具体的な状況については回答不可
- ・入居後、居室内で病死などがあった住宅であることを理由とした他の住宅への変更は不可
- ・使用料は一般住宅と同じ。居室内で病死などがあった住宅であることを理由に使用料は減額されない

表2 所得基準表

入居 家族数	区営住宅 所得金額(円)		区民住宅 所得金額(円)	
	一般世帯	障害者等世帯	都心共同型	特定公共賃貸住宅型
1人	0～ 256万8,000	0～ 256万8,000	0～ 227万6,000	0～ 227万6,000
2人	0～ 227万6,000	0～ 294万8,000	227万6,000～ 1,038万8,000	227万6,000～ 622万4,000
3人	0～ 265万6,000	0～ 332万8,000	265万6,000～ 1,076万8,000	265万6,000～ 660万4,000
4人	0～ 303万6,000	0～ 370万8,000	303万6,000～ 1,114万8,000	303万6,000～ 698万4,000
5人	0～ 341万6,000	0～ 408万8,000	341万6,000～ 1,152万8,000	341万6,000～ 736万4,000

## 選挙人名簿定時登録者数

(令和8年6月1日基準)

※カッコ内は前年比較

男 27,341人(+ 57人)  
女 27,771人(+ 251人)  
合計 55,112人(+ 308人)

問合せ

選挙管理委員会事務局 ☎03-5211-4268

# 国民年金・国民健康保険



## 国民年金の免除制度や 必要な届け出をご確認ください

### ■DV被害者の国民年金保険料免除制度

申請により、保険料の納付が免除されます。

**対象** 次のすべてに当てはまる方

- ・配偶者の暴力(ドメスティックバイオレンス(DV))を受け、配偶者(DV加害者)と住居が異なる
- ・国民年金保険料の納付が困難である

※一定の所得基準あり

### ■会社員や公務員の被扶養配偶者は次のときに届け出を

会社員や公務員に扶養されている配偶者(3号被保険者)は、次のときに1号被保険者への種別変更の届け出が必要です。

- ・配偶者が退職した
- ・配偶者が65歳になった
- ・配偶者が亡くなった
- ・離婚した
- ・自分の収入が増えて配偶者の扶養から外れた

届け出が遅れるとその期間は未納となるため、将来受けられる年金が減ったり、年金を受けられなくなったりすることがあります。

### ■種別変更届が2年以上遅れた方への救済措置

「特定期間該当届」を提出すると、未納期間は受給資格期間となります。

※昭和61年4月～平成25年6月の期間に限る

### ■離婚時の年金分割は5年以内に請求を

離婚時に婚姻期間中の厚生年金記録(共済組合期間を含む)を当事者間で分割できる「離婚分割」は、離婚後5年を過ぎるとできなくなります。

※令和8年4月1日前に離婚をした場合は2年以内

いずれも

**制度利用の要件** 詳しくは電話で問合せ先へ

**問合せ** 千代田年金事務所 ☎03-3265-4381

## 70歳以上の国民健康保険被保険者の方に 「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

現在発行している、70歳以上の方の「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の有効期限は7月31日(金)です。そのため、7月下旬に特定記録郵便で住民登録地の世帯主あてに、新しいものを送付します。送付物や8月以降の受診に必要なものは、表のとおりです。

マイナ保険証の有無	送付物	医療機関などの受診時に必要なもの
マイナ保険証をお持ちの方	資格情報のお知らせ	マイナ保険証またはマイナ保険証と資格情報のお知らせ(医療機関などでマイナ保険証を使用できない場合)
マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書	資格確認書

※1 70歳～74歳の方の「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」には一部負担割合を記載(令和6年12月2日以降、高齢受給者証は新規発行なし)。令和7年中の所得状況の変化により、一部負担割合が変更される場合あり

※2 特定記録郵便は簡易書留郵便とは異なり、不在でもポストに投かんされるが、氏名表示がないと届かない場合あり。簡易書留郵便で送付を希望する方は、7月3日(金)までにご連絡を

※3 保険料を滞納している場合は、特別療養費の支給対象者(医療費はいったん全額自己負担)となる可能性あり。保険料は納め忘れのないように

**問合せ** 保険年金課国民健康保険係 ☎03-5211-4205

## 国民健康保険限度額適用認定証(★)の更新受付を開始

現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)から使用できる限度額適用認定証の申請受付を7月1日(水)から開始します。マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証が無くても限度額を超える支払いが免除されます。

※令和7年中の所得状況の変化により、適用区分変更の場合あり

(★)手術や入院などの医療費が高額になると予想されるとき、前もって限度額適用認定証を医療機関へ提示することで限度額を超える支払いが免除されるもの

**対象** 区の国民健康保険に加入し、これから入院などで高額な医療費がかかることが想定される方

※保険料に未納がある場合、交付できない場合あり

**申込方法** 電話または直接問合せ先へ

**問合せ** 保険年金課国民健康保険係 ☎03-5211-4205